

第37回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 平成29年4月25日(火曜日)

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|--|-----|
| 第1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第2 | 会期決定について | |
| 第3 | 会務報告 | |
| 第4 | 報告第108号 職員の出向発令について | |
| 第5 | 報告第109号 職員の任用発令について | |
| 第6 | 報告第110号 平成28年度標茶町農業委員会業務報告について | |
| 第7 | 報告第111号 農用地の賃貸借に係る合意解約について | 8件 |
| 第8 | 報告第112号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について | 10件 |
| 第9 | 報告第113号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について | 1件 |
| 第10 | 報告第114号 農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について | 9件 |
| 第11 | 議案第181号 現況証明願について | 2件 |
| 第12 | 議案第182号 農業振興地域整備計画の変更について | 2件 |
| 第13 | 議案第183号 農地法第5条の規定による許可申請について | 3件 |
| 第14 | 議案第184号 農用地利用集積計画の作成の要請について | 20件 |
| 第15 | 議案第185号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について | |
| 第16 | 議案第186号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について | |
| 第17 | 議案第187号 平成29年度標茶町農業委員会事業計画について | |

○出席委員(14名)

1番 橘 澄子 君	2番 熊谷 英二 君	3番 甲斐やす子 君
4番 高松 俊男 君	6番 高橋 政寿 君	7番 笛木 眞一 君
8番 佐藤 肇 君	9番 武藤 利勝 君	10番 大泉 義明 君
11番 佐藤 徳市 君	12番 澁谷 洋 君	14番 嶋中 勝 君
15番 鈴木 義次 君	16番 佐瀬 日出夫君	

○議事参与の制限を受けた委員(0名)

○欠席委員(1名)

13番 山本 志伸 君

○その他出席者

事務局長 相撲 浩信 君	振興係長 若松 務 君
主任 高橋 望 君	主事 湊谷 省吾 君

(会長 佐瀬日出夫君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 只今から第37回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は14名、欠席1名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時30分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

12番・澁谷君 14番・嶋中君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第2。会期決定を議題と致します。

第37回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと思致します。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第108号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第4。報告第108号、職員の出向発令についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長(若松務君) はい。

報告第108号について説明させていただきます。

職員の出向発令について、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、下記のとおり出向したので報告するものであります。

1. 出向した職員の職氏名及び生年月日。

事務局長 村山 裕次、昭和38年5月22日生。

2. 出向発令年月日。

平成29年4月1日。

以上です。

- 会長（佐瀬日出夫君）以上をもって、事務局の説明を終わります。
これより本件に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 会長（佐瀬日出夫君）ご質疑ないものと認めます。
これより本件については採決致します。
報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 会長（佐瀬日出夫君）ご異議ないものと認めます。
以上をもって、報告第108号は報告のとおり承認されました。

◎報告第109号

- 会長（佐瀬日出夫君） 日程第5。報告第109号、職員の任用発令についてを議題と致します。
事務局より内容説明させます。
振興係長若松君。

- 振興係長（若松務君） はい。

報告第109号について説明させていただきます。

職員の任用発令について、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、下記のとおり任用したので報告するものであります。。

1. 任用した職員の職氏名及び生年月日。

事務局長 相撲 浩信、昭和35年5月29日生。

2. 任用発令年月日。

平成29年4月1日。

以上です。

- 会長（佐瀬日出夫君）以上をもって、事務局の説明を終わります。
これより本件に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 会長（佐瀬日出夫君）ご質疑ないものと認めます。
これより本件については採決致します。
報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 会長（佐瀬日出夫君）ご異議ないものと認めます。
以上をもって、報告第109号は報告のとおり承認されました。

◎報告第110号

- 会長（佐瀬日出夫君） 日程第6。報告第110号、平成28年度標茶町農業委員会業務報告についてを議題と致します。
事務局より内容説明させます。
振興係長若松君。

- 振興係長（若松務君） はい。

報告第110号について説明させていただきます。

平成28年度標茶町農業委員会業務報告について、平成28年度標茶町農業委員会業務について、次のとおり報告するものであります。

平成28年度標茶町農業委員会業務報告書、別紙のとおりであります。

平成28年度標茶町農業委員会業務報告書。

1 総会等会議招集の状況

(1) 総会等会議開催回数

定例総会、12回。

特別委員会、7回。

あっせん委員会、73回。

その他としまして、広報委員会や研修委員会ですが7回。

(2) 総会等議案数及び延件数

議案、66議案、延件数269件。

報告、42件、延件数は115件。

協議は、3議案、延件数3件であります。

2 農地の移動状況

(1) 農用地利用集積計画（農業経営基盤強化促進法）に基づく移動

売買あっせんですが、農地保有合理化につきましては、15件、530.8ha。

農家対農家、16件、154.8ha。

売買の合計ですが、31件、685.6ha。

賃貸借です、あっせんにつきましては、農地保有合理化17件の、432.7ha。

農家対農家が、2件、19.2ha。

農地中間管理事業にかかる部分は、2件、39.2ha。

農家対農家による契約は、56件、678.6ha。

合計の賃貸借は、77件、1,169.7ha。

合計の移動につきましては、108件、1,855.3haです。

(2) 農地法第3条の許可による移動

一般相対による売買、22件、164.2ha。

贈与、3件、15.3ha。

使用貸借、11件、661.5ha。

賃貸借は、3件、44.9ha。

地上権の設定は、2件、0.9haです。

(3) 農地法第3条の3の規定に基づく届出は、8件、164.3ha。

(4) 農地法第4条の規定に基づく農地転用は、13件、9.9ha。

(5) 農地法第5条の規定に基づく農地転用は、12件、6.3ha。

(6) 農地法第18条第6項の規定による合意解約については、38件であります。

(7) 特定農地貸付に係る農地法の特例に関する法律に基づく貸付承認は、1件。

権衛村であります。

3 委員の調査活動状況

農地法第3条の調査41件、委員数44名。

農地法第4条の調査13件、46名。

農地法第5条の調査12件、39名。

農地法第30条の調査、16名。

農用地利用集積計画の調査68件、73名。

農業振興地域整備計画の調査8件、32名。

現況調査14件、52名。

農地中間管理事業に係る調査2件、8名であります。

4 委任業務関係

(1) 委任業務の会議開催状況は、農業者経営移譲年金受給説明相談会を1回開催しております。

(2) 委任業務の処理状況ですが、農業者年金関係になります。

農業者経営移譲年金受給裁定請求、5件。

特例付加年金裁定請求、6件。

農業者老齢年金受給裁定請求、15件。

諸変更届出ですが、資格取得・喪失届諸変更等

農業者年金資格喪失届、5件。

通常加入申込・変更等届出書、13件。

政策支援加入申込・変更等届出書、4件。

死亡関係届出が、15件。

その他の届出として、4件。

農業者経営移譲年金等受給者現況届に係る証明が237件であります。

5 その他

その他の証明関係になります。

贈与税並びに不動産取得税に係る経営継続証明が18件。

不動産取得税の課税標準の特例控除に係る証明が22件。

現況証明が14件。

農用地耕作証明が3件。

その他の証明としまして52件ですが、主には営農証明や過去の許可済証明となっております。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君）以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご異議ないものと認めます。

以上をもって報告第110号は報告のとおり承認されました。

◎報告第111号

○会長（佐瀬日出夫君）日程第7。報告第111号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容8件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号8まで内容8件について審議の都合上一括議題に供したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号8まで内容8件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係若松君。

○振興係（若松 務君） はい。

報告第111号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があったので報告するものであります。

合意解約の通知があった土地の表示、別紙のとおり8件であります。

番号1。

賃貸人、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

賃借人、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

土地の表示、字虹別原野49-1。

地目は登記簿、現況共に畑。

面積、28,510㎡外3筆、合計の面積が114,988㎡です。

設定内容は、賃貸借。

契約年月日は、平成28年7月28日。

契約期間は、平成28年7月28日から平成38年7月27日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日は、平成29年3月21日であります。

なお、番号2から番号4まで、賃借人、設定内容、賃貸借の解約が合意された年月日が番号1と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号2。

賃貸人、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

土地の表示、字虹別原野66線163-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、42,957㎡。

契約年月日は、平成20年7月3日。

契約期間は、平成20年7月3日から平成30年7月2日。

番号3。

賃貸人、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

土地の表示、字虹別原野65線164-1。

地目は登記簿、現況共に畑。

面積は、42,935㎡。

契約年月日は、平成26年2月28日。

契約期間は、平成26年2月28日から平成36年2月27日。

番号4。

賃貸人、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

土地の表示、字虹別原野65線166-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積は、49,419㎡。

契約年月日は、平成26年9月3日。

契約期間は、平成26年9月3日から平成36年9月2日となっております。

番号5。

貸貸人、[redacted]、[redacted]さん。

賃借人、[redacted]、[redacted]さん。

土地の表示、字オソツベツ110-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積は、96,991㎡。

設定内容は、賃貸借。

契約年月日は、平成27年10月27日。

契約期間は、平成27年10月27日から平成37年10月26日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日は、平成29年4月13日であります。

番号6。

貸貸人、[redacted]、[redacted]

[redacted]さん。

賃借人、[redacted]、[redacted]さん。

土地の表示、字虹別原野58線93-1。

地目は、登記簿、現況共に畑。

面積は、28,601㎡外2筆、合計の面積が50,242㎡。

設定内容は、賃貸借。

契約年月日は、平成25年12月27日。

契約期間は、平成25年12月27日から平成35年10月31日。

賃貸借の解約が合意された年月日は、平成29年4月17日であります。

なお、番号7、番号8につきまして、貸貸人、設定内容、賃貸借の解約が合意された年月日が番号6と同じですので説明を省略させていただきます。

番号7。

賃借人、[redacted]、[redacted]さん。

土地の表示、字虹別原野50-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積は、22,469㎡外5筆、合計の面積は、71,602㎡。

契約年月日は、平成26年10月31日。

契約期間は、平成26年10月31日から平成31年9月2日まで。

番号8。

賃借人、[redacted]、[redacted]さん。

土地の表示、字虹別原野324-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積は、38,038㎡外3筆、合計の面積は、62,619㎡。

契約年月日は、平成26年10月31日。

契約期間は、平成26年10月31日から平成31年9月2日までとなっております。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君）以上をもって、番号1から番号8まで内容8件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第111号、内容8件は報告のとおり承認されました。

◎報告第112号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第8。報告第112号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について内容10件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号10まで内容10件について審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号10まで内容10件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

報告第112号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員については、別紙のとおり10件となっております。

番号1。

あっせん申出者、
さん。

申出面積、8.1ha。

指名年月日、平成29年4月17日。

申出の種類、賃貸借。

指名あっせん委員、橘委員、甲斐委員、武藤委員、佐藤徳市委員。

なお、番号2から番号9まで、あっせん申出者、指名年月日、申出の種類が番号1と同じ内容であるため、説明を省略させていただきます。

なお、番号2から番号6まで指名あっせん委員も番号1と同じであるため、説明を省略させていただきます。

番号2。

申出面積、44.0ha。

番号3。

申出面積、5.5ha。

番号4。

申出面積、12.1ha。

番号5。

申出面積、31.3ha。

番号6。

申出面積、6.9ha。

番号7。

申出面積、5.0ha。

指名あっせん委員、甲斐委員、笛木委員、鈴木委員。

なお、番号8と番号9について、指名あっせん委員が番号7と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号8。

申出面積、7.1ha。

番号9。

申出面積、6.2ha。

番号10。

あっせん申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

申出面積、16.1ha。

指名年月日、平成28年4月21日。

申出の種類、売買。

指名あっせん委員、甲斐委員、佐藤肇委員、大泉委員、嶋中委員。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君）以上をもって、番号1から番号10まで内容10件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第112号、内容10件は報告のとおり承認されました。

◎報告第113号

○会長（佐瀬日出夫君）日程第9。報告第113号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君）はい。

報告第113号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について別紙のとおり報告するものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1。

あっせん譲渡申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

あっせん委員長、大泉委員。

あっせん委員、甲斐委員、佐藤肇委員、嶋中委員。

報告年月日、平成28年5月2日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字熊牛原野14線東20-7。

現況地目、採放地。

面積、172㎡外8筆、合計面積が161,020㎡。

価格、878,000円。

譲受人氏名、XXXXXXXXXXさん。

予定資金関係は、自己資金となっております。

なお番号1につきましては、あっせん委員長である大泉委員より、結果について報告を願います。

○会長（佐瀬日出夫君） 10番・大泉君。

○10番（大泉義明君） 10番・大泉。

報告第113号番号1について報告致します。

平成28年1月6日にXXXXXXXXXXさんより、あっせんの申出があり、4月21日に甲斐委員、佐藤肇委員、嶋中委員と、私と事務局より村山局長と湊谷主事で現地調査を行い、価格を決定し、あっせん委員長に互選されました私より、XXXXXXXXXXさんに価格を提示したところ、承認を得たので5月2日にXXXXXXXXXXにおいて、第2回あっせん委員会を開催し、譲受希望者を調整したところ、XXXXXXXXXXさんに決定致しました。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、10番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第113号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎報告第114号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第10。報告第114号、農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について、内容2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

報告第114号について説明させていただきます。

農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について、次のとおり報告するものであります。
別紙のとおり2件となっております。

番号1。

あっせん賃貸借申出者、
さん。

あっせん委員長、佐藤徳市委員。

あっせん委員、甲斐委員、橘委員、武藤委員。

報告年月日、平成29年4月17日。

借受人、地番、金額等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字チャンベツ123-26。

現況地目、採放地。

面積、118,302㎡外15筆、合計面積は440,420㎡。

年間賃借料、286,720円。

借受人氏名、
さん。

賃貸借期間につきましては、公告の日から平成34年2月28日までとなっております。

続いて、土地の所在、字中チャンベツ原野221-1。

現況地目、畑。

面積、8,864㎡外6筆、合計面積につきましては81,465㎡となっております。

年間賃借料、64,780円。

借受人氏名、
さん。

賃貸借期間につきましては、先ほどと同じですので省略させていただきます。

続いて、土地の所在、字中チャンベツ原野221-3。

現況地目、採放地。

面積、6,924㎡外7筆、合計面積は121,965㎡。

年間賃借料は、89,940円。

借受人氏名、
さん。

続いて、土地の所在、字中チャンベツ原野568-1。

現況地目、畑。

面積につきましては、16,187㎡外3筆、合計面積につきましては55,167㎡となっております。

年間賃借料は、43,400円となっております。

借受人氏名につきましては、
さんとなっております。

続いて次のページになりますが、土地の所在、字上チャンベツ原野東2線東1-4。

現況地目、畑。

面積、2,987㎡外24筆、合計面積が69,447㎡。

年間賃借料が、45,960円。

借受人氏名、
さん。

続いて、土地の所在、字雷別50-1。

現況地目、採放地。

面積、66,518㎡外11筆、合計面積は、313,955㎡。

年間賃借料は、213,500円。

借受人氏名、[]さんとなっております。

合計につきましては72筆、面積の合計は、1,082,419㎡。

年間賃貸料の合計は、744,300円となっております。

なお番号1につきましては、あっせん委員長であります佐藤徳市委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 11番・佐藤徳市君。

○11番（佐藤徳市君） 11番・佐藤。

報告第114号番号1について報告致します。

4月11日に役場中会議室において、第1回あっせん委員会があり、あっせん委員には武藤委員、橘委員、甲斐委員と、私が指名され事務局より相撲局長、湊谷主事が出席しあっせん委員長に私が互選されました。

この農地は[]さん、[]さんによりあっせん申出があり、公益財団法人 北海道農業公社が買入を実施した農地であり、5年後に公社より取得予定の[]さん、[]さん、[]さん、[]さん、[]さんへ賃貸するものです。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあられました、11番・佐藤徳市君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については報告のとおり承認されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号2について説明させていただきます。

番号2。

あっせん賃貸借申出者、[]、[]
[]さん。

あっせん委員長、笛木委員。

あっせん委員、鈴木委員、甲斐委員。

報告年月日、平成29年4月17日。

借受人、地番、金額等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字虹別原野58線93-1。

現況地目、畑。

面積、28,601㎡外2筆、合計面積は50,242㎡。

年間賃借料、93,885円。

借受人氏名、XXXXXXXXXXさん。

賃貸借期間、公告の日から平成35年10月31日となっております。

続いて、土地の所在、宇虹別原野50-1。

現況地目、畑。

面積、22,469㎡外5筆、合計面積71,602㎡。

年間賃借料、46,040円。

借受人氏名につきましては、先ほどと同じため省略させていただきます。

賃貸借期間、公告の日から平成31年9月2日までとなっております。

続いて、土地の所在、宇虹別原野324-1。

現況地目、畑。

面積、38,038㎡外3筆、合計面積が62,619㎡。

年間賃借料、86,840円となっております。

借受人氏名と賃貸借期間につきましては、先ほどと同じため省略させていただきます。

合計13筆、合計面積が184,463㎡。

合計年間賃借料につきましては、226,765円となっております。

なお番号2につきましては、あっせん委員長である笛木委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 7番・笛木君。

○7番（笛木眞一君） 7番・笛木。

報告第114号番号2について報告致します。

4月17日に標茶町役場中会議室において、あっせん委員会があり、あっせん委員に甲斐委員、鈴木委員、私が指名され事務局より相撲局長、湊谷主事が出席しあっせん委員長に私が互選されました。

この農地は平成25年、26年にあっせんにより北海道農業公社が買入を実施した農地であり、5年後、10年後に公社より取得予定だったXXXXXXXXXXさん、XXXXXXXXXXさん、XXXXXXXXXXさんの法人化に伴い、XXXXXXXXXXさんがそのあと引き継ぎ賃貸するものです。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びににあっせんにあられました、7番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第114号、内容2件は報告のとおり承認されました。

◎議案第181号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第11。議案第181号、現況証明願について、内容2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

議案第181号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり2件であります。

番号1。

土地の所在、字上多和原野西1線42-7の内。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、206.72㎡。

農地区分は、一般民有地。

利用状況は、未利用地。

所有者名、申請者名共に■■■■さん。

調査委員は、甲斐委員、大泉委員、嶋中委員。

調査年月日は、平成29年4月13日であります。

なお、調査結果につきましては、大泉委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 10番・大泉君。

○10番（大泉 義明君） 10番・大泉。

議案第181号、番号1について報告致します。

4月10日付けで、調査依頼がありまして4月13日に調査してまいりました。

調査委員につきましては、嶋中委員、甲斐委員と私と、事務局からは相撲局長と湊谷主事、申請者の■■■■さんの案内で、現地調査を行っております。

現地の状況は、配布資料の2ページから3ページをご覧ください。

この土地は、現地調査をした結果、現況は未利用地となっており、農地採草放牧地以外であることを確認しております。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明並びに、現地調査にあられました、10番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号2について説明させていただきます。

土地の所在、字中チャンベツ原野基線38-1の内。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積は、1,514㎡。

農地区分は、一般民有地。

利用状況は、宅地であります。

所有者、申請者共に■■■■さん。

調査委員氏名、橘委員、甲斐委員、武藤委員、佐藤徳市委員。

調査年月日は、平成29年4月18日であります。

なお、調査結果につきましては、甲斐委員より報告お願いいたします。

○会長（佐瀬日出夫君） 3番・甲斐君。

○3番（甲斐やす子君） 3番・甲斐です。

議案第181号、番号2について報告します。

4月14日付けで、調査依頼がありまして4月18日に調査してまいりました。

調査委員につきましては、橘委員、武藤委員、佐藤徳市委員、事務局からは若松係長さんと、私
で現地調査を行っております。

現地の状況は、配布資料の4ページから6ページをご覧ください。

この土地は、施設や周辺状況、■■■■さんの説明を確認し、過去から農用地としての利用はなく、
宅地であると判断できます。

農振農用地区域も除外地となっております。

現地調査の結果、農地採草放牧地以外であることを確認しました。

詳細につきましては、ただいま事務局が説明したとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明並びに、現地調査にあたら
れました、3番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第181号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第182号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第12。議案第182号、農業振興地域整備計画の変更について、内容2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君）はい。

議案第182号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものです。

意見を求められた土地の表示については、別紙のとおり2件となっております。

番号1。

区分、用途区分変更。

地番、字虹別85番9。

現況地目、畑。

面積、14,984㎡。

事業計画の名称、酪農舎・ラグーン建設、ロール置き場確保。

事業主体、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

事業開始、変更後。

事業の規模等、酪農舎1,702.38㎡。

土地所有者、XXXXXXXXXXさん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものです。

他法令の許認可の見通し、農地法第5条申請中。

土地選定の理由、当該地は、農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

番号1につきましては、調査をお願いしております笛木委員から報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 7番・笛木君。

○7番（笛木 眞一君） 7番・笛木。

議案第182号、番号1について報告致します。

4月10日に事務局より調査の依頼があり、4月13日に鈴木委員、山本委員、事務局より相撲局長、湊谷主事と、私で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の7ページから9ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は、XXXXXXXXXX在住のXXXXXXXXXXさんが所有地に農業用施設を建設するため、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

この変更を受けようとする土地の表示及び状況、面積は記載のとおりと確認しています。

変更しようとする内容及び、目的、計画については記載のとおり確認しております。

今回の変更面積につきましては、農業用施設の建設としては妥当な面積と判断致します。

周辺には農用地等以外の代替地がなく、周辺農用地への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました7番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号2について説明させていただきます。

区分、除外。

地番、字上多和原野西1線42番7。

現況地目、雑種地。

面積、206.72㎡。

事業計画の名称、農家住宅建設事業。

事業主体、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

事業開始、変更後。

事業の規模等、住宅67.5㎡。

土地所有者、XXXXXXXXXXさん。

事業の必要性、緊急性、新たに農家住宅を建設するものであります。

他法令の許認可の見通しについては、特にありません。

土地選定の理由、当該地は住宅建設地とすることにより農業経営の上で有利となり、周辺には農用地等以外の代替地も無く、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、番号2につきましては、調査を大泉委員に依頼しておりますので、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 10番・大泉君。

○10番（大泉 義明君） 10番・大泉。

議案第182号、番号2について報告致します。

4月10日に事務局より調査の依頼があり、4月13日に甲斐委員、嶋中委員と、事務局より相撲局長と、湊谷主事、私で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の1ページから3ページに記載されておりますのでご覧ください。

この案件は、XXXXXXXXXXさんが住宅を建設するため、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを、標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

調査の結果、住宅の建設とすることは妥当と判断し問題ないと思われま。

この除外を受けようとする土地の表示及び状況、また除外しようとする面積は記載のとおりと確

認しております。

除外しようとする内容及び目的、計画についても記載のとおり確認しております。

当該地は、周辺には代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないと判断いたしました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました10番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第182号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第183号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第13。議案第183号、農地法第5条の規定による許可申請について、内容3件を議題といたします。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

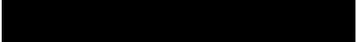
議案第183号について説明させていただきます。

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による農地等転用のための権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものです。

許可を受けようとする土地の表示については、別紙のとおり3件となっております。

番号1。

所有者、、さん。

転用者、、さん。

土地の所在、字多和425-5の内。

地目、登記簿、牧場。

現況、採放地。

面積、6,101㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域用途区分変更手続中（軽微な変更）。

契約内容、使用貸借。

転用目的、牛舎の建設。

転用計画内容、期間、許可日から永久。

転用面積、牛舎1棟2,177㎡。

事業費、69,120,000円。

なお、番号1につきましては、調査委員を甲斐委員、大泉委員、嶋中委員に依頼しておりますが、報告を嶋中委員よりお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・嶋中君。

○14番（嶋中 勝君） 14番・嶋中。

議案第183号、番号1について報告いたします。

4月10日付けで事務局より調査依頼があり、4月13日に、甲斐委員、佐藤肇委員、大泉委員と、事務局より相撲局長と、湊谷主事と私で申請人の[]さんの立会のもと現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料10ページから12ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請人は借主の[]さんで、貸主の[]さんの土地に、牛舎の建設を目的とした、転用のため、この農地を使用貸借するものです。

この転用を受けようとする土地の農地区分は、農振農用地区域内にある農地と判断致します。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は記載のとおりと確認しております。

転用しようとする契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおり確認しております。

実行性、信用力については、転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても牛舎の建設としては妥当な面積と判断致します。

また、この転用による周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地の転用は、原則不許可ですが、今後もここで営農を続ける上で必要な施設の建設であることから、この転用については許可妥当と判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあられたました14番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号2について説明させていただきます。

番号2。

所有者、[]、[]さん。

転用者、[]、[]さん。

土地の所在、字多和421-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、14,195㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、使用貸借。

転用目的、山砂採取。

転用計画内容、期間、許可日から平成30年5月21日まで。

転用面積、山砂採取14,195㎡。

事業費、1,236,000円。

なお、番号2につきましては、調査委員を甲斐委員、大泉委員、嶋中委員に依頼しておりますが報告を甲斐委員よりお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 3番・甲斐君。

○3番（甲斐やす子君） 3番・甲斐です。

議案第183号、番号2について報告致します。

4月10日付けで事務局より調査依頼があり、4月13日に大泉委員、嶋中委員と事務局より相撲局長と、湊谷主事と私で、申請人の■■■■さんの立会のもと現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の13ページから15ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請人は借主の■■■■さんで、貸主の■■■■さんの土地に埋蔵される山砂の採取を目的とし、一時転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする農地区分、農振農用地区域内にある農地と判断致します。

この転用を受けようとする、土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は記載のとおりと確認しています。

転用しようとする契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおり確認しています。

実行性、信用力については、転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても山砂採取には妥当な面積と判断致します。

この転用による周辺農地へ及ぼす被害や支障などは認められません。

農振農用地区域内の農地の転用は、原則不許可ですが、この農地からの山砂採取という限定的な目的で代替性がなく、かつ一時転用後の復元計画も確実に認められることから、この転用については許可妥当と判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました3番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号3についてご説明させていただきます。

番号3。

所有者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

転用者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字虹別85-9の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、14,983.85㎡。

農地区分、農振農用区域内農地。

土地利用計画、農振農用区域用途区分変更手続中。

契約内容、使用貸借。

転用目的、酪農舎・ラグーン建設。

転用計画内容、期間、許可日から永久。

転用面積、酪農舎1,702.38㎡、ラグーン2,116㎡。

事業費、238,453,200円。

なお、番号3につきましては、調査委員を笛木委員、山本委員、鈴木委員に依頼しておりますが、報告を笛木委員よりお願いしたいと思っております。

○会長（佐瀬日出夫君） 7番・笛木君。

○7番（笛木 眞一君） 7番・笛木。

議案第183号、番号3について報告します。

4月10日に事務局より調査の依頼があり、4月13日に、鈴木委員、山本委員、事務局より相撲局長、湊谷主事と私で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料7ページから9ページに記載されておりますのでご覧下さい。

申請者は借主のXXXXXXXXXXさんで、貸主のXXXXXXXXXXさんの土地に、農業用施設を目的とし、転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は記載のとおり確認しております。

農地区分は、農振農用区域内の農地と判断致します。

転用しようとする契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおりと確認しております。

実行性、信用力については、転用に係る行為を遂行できると認められ、転用目的については適切な面積と判断致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用区域内の農地は、原則不許可ですが、今後も営農を継続するために必要な施設の建設ということからこの転用については問題ないと判断致しました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びに現地調査にあられたました7番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字雷別50-1。

地目、登記簿、牧場。

現況、採放地。

面積は、66,518㎡外11筆、合計の面積は313,955㎡。

利用権設定等の内容は、普通畑及び採放地。

金額は、年間213,500円。

番号3。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字チャンベツ123-26。

地目、登記簿、牧場。

現況、採放地。

面積は、118,302㎡外15筆、合計の面積が440,420㎡。

利用権設定等の内容は、普通畑及び採放地。

金額は、年間286,720円となっております。

番号4。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字中チャンベツ原野221-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積は、8,864㎡外6筆、合計の面積は81,465㎡。

利用権設定等の内容は、普通畑。

金額は、年間64,780円となっております。

番号5。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字中チャンベツ原野221-3。

地目、登記簿、牧場。

現況、採放地。

面積は、6,924㎡外7筆、合計の面積が121,965㎡。

利用権設定等の内容は、普通畑及び採放地。

金額は、年間89,920円となっております。

番号6。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字中チャンベツ原野568-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積は、16,187㎡外3筆、合計の面積は55,167㎡。

利用権設定等の内容は、普通畑。

金額は、年間43,400円となっております。

番号7。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字熊牛原野14線東20-7。

地目、登記簿、牧場。

現況、採放地。

面積が、172㎡外8筆、合計の面積は161,020㎡。

利用権設定等の種類は、所有権の移転。

利用権設定等の内容は、採放地。

成立する法律関係は、売買。

所有権移転の期間は、平成29年4月28日。

対価の支払日、平成29年10月31日。

土地の引渡時期は、対価の支払日。

価格は、878,000円。

支払方法は、指定口座振込みとなっております。

番号8。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

利用権の設定等をする者、

さん。

土地の所在、字虹別原野58線93-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積は、28,601㎡外2筆、合計の面積は50,242㎡。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成29年4月28日から平成35年10月31日まで。

土地の引渡時期は、平成29年4月28日。

金額は、年間93,885円。

支払方法は、毎年12月10日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号9、番号10につきまして、利用権の設定を受ける者、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、支払方法が番号8と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号9。

土地の所在、字虹別原野50-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積は、22,469㎡外5筆、合計の面積は71,602㎡。

失礼しました。

利用権の期間の終期が違いますので説明させていただきます。

終期が、平成31年9月2日までであります。

金額、年間46,040円であります。

番号10。

土地の所在、字虹別原野324-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、38,038㎡外3筆、合計の面積が62,619㎡。

利用権の期間の終期が、平成31年9月2日。

金額は、年間86,840円となっております。

なお、番号1から番号10まで、すべてあつせん案件でありますので、改めての現地調査はしてません。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1から番号10まで内容10件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号10まで内容10件については原案可決されました。

続いて番号11を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号11について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX、XXXXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

土地の所在、字オソツベツ原野693-1。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積が、114,733㎡外1筆、合計の面積は163,322㎡。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成29年4月28日から平成39年4月27日まで。

土地の引渡時期は、平成29年4月28日。

金額は、年間326,000円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号11につきまして現地調査を高橋委員に依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐瀬日出夫君） 6番・高橋君。

○6番（高橋政寿君） 6番・高橋です。

議案第184号番号11について報告致します。

4月11日付けで調査依頼があり、4月13日に調査してまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主のXXXXXXXXさんは相手方要望により農地を賃貸するものです。

借主のXXXXXXXXさんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用し、

耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断致しました。
詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号11について事務局の説明、並びに現地調査にあたら
れました6番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号11については原案可決されました。

お諮り致します。

番号12から番号14まで内容3件について審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号12から番号14まで内容3件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号12から番号14につきまして説明をさせていただきます。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字虹別原野49-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積は、28,510㎡外3筆、合計の面積が114,988㎡です。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成29年4月28日から平成39年4月27日まで。

土地の引渡時期は、平成29年4月28日。

金額は、年間356,000円となっております。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みです。

なお、番号13、番号14につきまして、利用権の設定等を受ける者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、支払方法が番号12と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号13。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字虹別原野 6 6 線 1 6 3 - 1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、4 2, 9 5 7 m²。

金額は、年間 1 3 7, 0 0 0 円となっております。

番号 1 4。

利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

土地の所在、字虹別原野 6 5 線 1 6 4 - 1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積は、4 2, 9 3 5 m²外 1 筆、合計の面積が 9 2, 3 5 4 m²。

金額は、年間 2 9 6, 0 0 0 円となっております。

なお番号 1 2 から番号 1 4 につきましては、1 3 番山本委員に調査を依頼しておりましたが、本日欠席しておりますので、届いております調査報告をもとに事務局より報告させていただきます。

平成 2 9 年 4 月 1 1 日付けで調査依頼がありまして、4 月 1 4 日に調査を行っております。

利用権設定等しようとする農地については、新規の賃貸契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の [REDACTED] さん、[REDACTED] さん、[REDACTED] さんは相手方の希望により農地を貸付けるものです。

借主の [REDACTED] さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということであります。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たし適格であると判断致しました。以上です。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号 1 2 から番号 1 4 まで内容 3 件について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました 1 3 番・山本君の代理報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 2 から番号 1 4 まで内容 3 件については原案可決されました。

続いて番号 1 5 を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長(若松 務君) はい。

番号 1 5 について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

土地の所在、字上多和 1 2 0 - 8 の内。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積は、60,175㎡です。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、平成29年4月28日から平成34年4月27日まで。

土地の引渡時期は、平成29年4月28日。

金額は、年間150,000円。

支払方法は、毎年12月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号15につきましては大泉委員に現地調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐瀬日出夫君） 10番・大泉君。

○10番（大泉義明君） 10番・大泉。

議案第184号番号15について報告致します。

4月11日付けで調査依頼がありまして、4月13日に調査してまいりました。

利用権設定等の農地については、新規の賃貸契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の[]さんは相手方要望により農地を賃貸するものです。

借主の[]さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号15について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました10番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号15については原案可決されました。

お諮り致します。

番号16から番号17まで内容2件について審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号16から番号17まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号16について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

利用権の設定等をする者、

さん。

土地の所在、字オソツベツ99-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積は、56,897㎡外31筆、合計面積は、867,145.52㎡。

利用権設定等の種類は、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、使用貸借。

利用権の期間は、平成29年4月28日から平成49年4月27日まで。

土地の引渡時期は、平成29年4月28日。

金額は、無償となっております。

なお、番号17につきまして利用権の設定等を受ける者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、賃借の金額、支払方法が番号16と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号17。

利用権の設定等をする者、

さん。

土地の所在、字中オソツベツ原野95-2。

地目、登記簿、山林。

現況、畑。

面積は、41,903㎡外3筆、合計の面積が114,849㎡となっております。

なお、番号16、番号17につきましては高松委員に現地調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐瀬日出夫君） 4番・高松君。

○4番（高松俊男君） 4番・高松。

議案第184号番号16、17について報告します。

4月11日付けで事務局より調査依頼がありまして、4月19日に現地調査に行ってきました。

利用権設定等の農地については、継続の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主のさん、さんは、相手方要望により農地を貸付るものです。

借主のさんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号16から番号17まで内容2件について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました4番・高松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号16から番号17まで内容2件については原案可決されました。

お諮り致します。

番号18から番号19まで内容2件について審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号18から番号19まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長(若松 務君) はい。

番号18、19について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX。

土地の所在、字虹別原野138の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積は、49,776㎡外2筆、合計の面積は、149,624㎡。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃借権。

利用権の期間は、平成29年4月28日から平成39年4月27日まで。

土地の引渡時期は、平成29年4月28日。

金額は、年間478,000円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号19につきまして利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、支払方法が番号18と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号19。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字虹別134-1の内。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、15,782㎡外1筆、合計面積が、16,882㎡であります。

金額が、年間54,000円あります。

なお、番号18、番号19につきましては笛木委員に現地調査を依頼しておりますので、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 7番・笛木君。

○7番（笛木眞一君） 7番・笛木。

議案第184号番号18、19について報告致します。

4月11日に事務局より調査の依頼があり、4月16日に確認調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地については、新規の賃貸契約であり、記載のとおり確認しています。

貸主の[]、[]さんは相手方の要望により農地を賃貸するものです。

借主の[]さんは、農地を借受け自給飼料の確保をとるということです。

この賃貸契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号18から番号19まで内容2件について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました7番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号18から番号19まで内容2件については原案可決されました。

続いて番号20を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号20について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、[]、[]さん。

利用権の設定等をする者、[]、[]さん。

土地の所在、字オソツベツ146-1の内。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積が、23,233㎡外11筆、合計の面積が、138,848㎡です。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成29年4月28日から平成37年4月27日まで。

土地の引渡時期は、平成29年4月28日。

金額は、年間277,000円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号20につきましては甲斐委員に現地調査を依頼しておりますので、報告をお願いします。

- 会長（佐瀬日出夫君） 3番・甲斐君。
- 3番（甲斐やす子君） 3番・甲斐です。

議案第184号番号20について報告致します。

4月18日付けで調査依頼がありまして、4月18日に調査してまいりました。

利用権設定等の農地については、新規の賃貸契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の[]さんは、相手方の要望により農地を賃貸するものです。

借主の[]さんは、安定した粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上報告を終わります。

- 会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号20について事務局の説明、並びに現地調査にあられました3番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号20については原案可決されました。

以上をもって、議案第184号、内容20件は原案可決されました。

◎議案第185号

- 会長（佐瀬日出夫君） 日程第15。議案第185号、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

- 振興係長（若松務君） はい。

議案第185号について説明させていただきます。

平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、次のとおり策定したので議決を求めるものであります。

平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）、別紙のとおりであります。

平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価。

都道府県名、北海道。

農業委員会名、標茶町農業委員会。

I 農業委員会の状況（平成28年3月31日現在）

1 農業の概要

こちらにつきましては、国で統計をとってる、農林業センサスに基づいた数値が主にはいっております。

耕地面積、畑29,000ha、合計29,000ha。

経営耕地面積、畑26,166ha。

内訳が普通畑295ha、樹園地14ha、牧草畑25,858ha、合計26,166ha。

遊休農地面積、畑29.6ha、内訳は牧草畑となっております。

農地台帳面積は、畑28,000ha、内訳は普通畑という区分となっております。

うち牧野面積ですが、3,357haとなっております。

総農家数、314戸。

自給的農家数、4戸。

販売農家数、310戸。

内訳が主業農家数281戸、準主業農家数4戸、副業的農家数25戸。

こちらも、農林業センサスの数値であります。

就業農業者数、885人、うち女性が395人、40代以下が339人となっております。

認定農業者、287経営。

基本構想水準到達者、279経営。

認定新規就農者、20名であります。

2 農業委員会の現在の体制であります、旧制度に基づく農業委員会ということでありまして、任期満了年月日は、平成29年7月19日であります。

選挙委員が定数12名、実数12名。

選任委員につきましては、農協推薦、共済推薦が各1名、議会推薦が2名、合計4名、全体で16名となっております。

内訳として、認定農業者が選挙委員で10名、選任委員で2名、女性が選挙委員で1名、選任委員で1名となっております。

次のページ、36ページをご覧ください。

II 担い手への農地の利用集積・集約化につきまして、1 現状及び課題であります。

管内の農地面積が28,000ha、これまでの集積面積が、23,193ha、集積率は82.83%となっております。

課題としましては、離農農家の農地処分に伴う農地の分散化及び遊休化ということです。

2 平成28年度の目標及び実績

集積目標は、前年数値の110haを設定しておりましたが、集積実績156ha、うち、新規集積実績としては37ha、達成状況としては141.82%となっております。

3 目標の達成に向けた活動

活動計画、年間通し非担い手の調整要望を確実に進める。

認定農業者への農地の集約化等、農用地の利用関係調整を図る。

活動実績としましては、年間通し非担い手の調整要望を確実に進めるため43回の利用調整会議による農用地の利用関係調整を図った。

4 目標及び活動に対する評価としましては、目標に対する評価は、前年度実績を目標値とする。

活動に対する評価としては、着実に利用集積が進んでいるので今後も活動を継続する。

次のページ、37ページですが、すみません差し替えの方をご覧ください。

III 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進。

1 現状及び課題

新規参入の現状ですが、平成25年度は3経営体、11.0haの農地面積。

26年度につきましては、1経営体、5.6haの農地面積。

27年度につきましては、3経営体、27.5haの農地面積となっております。課題としましては、平成27年度、新規就農を目指す人材の研修体制を標茶町担い手育成協議会にて整備、2年間の研修後、経営継承を中心に新規就農を目指すため町内関係機関と共に支援する体制を確実に進めるということであります。

2 平成28年度の目標及び実績

参入目標は、1経営体の90haありましたが、実績は2経営体、参入実績面積は17.5ha、経営体の達成状況は200%ですが、農地としては19.44%となっております。

3 目標の達成に向けた活動

活動計画、標茶町担い手育成協議会の活動を通じ新規就農へ向けた研修の実施。

年間通し新農業人フェアなど新規参入を目指す人材の発掘となっております。

活動実績は、毎月一度、標茶町担い手育成協議会部会に参加し研修生の状況や懸案事項について検討した。

随時、新規参入希望者の相談に対応していくということであります。

目標及び活動に対する評価ですが、目標に対する評価は、研修生の新規就農を目指す。

活動に対する評価としては、就農に向けた相談対応など今後も継続するということあります。続きまして38ページです。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題ですが、管内の農地面積は28,000haに対しまして、遊休農地面積が29.6ha、割合としては0.11%でありました。

課題としては、急傾斜地、湿地開発地など生産性の低い土地や立地条件に恵まれない土地などの活用方法の検討が必要という部分であげておりました。

2 平成28年度の目標及び実績の数値としましては、解消目標は全農地のうち29.6haをあげておまして、解消実績は11.3ha、解消内容としては耕作の開始ということが大きい内容です。

達成状況は38.18%となっております。

3 2の目標の達成に向けた活動ですが、活動計画としては、農地利用状況調査を9月から11月に行うという目標計画を立てておまして、実績としてですけれども、調査員数が実18人、調査期間は10月から11月、取りまとめ期間も10月から12月、農地の利用意向調査につきましては、調査時期が10月から11月に行っております。

その他の活動としまして、農業委員による日常的なパトロールの実施ということであげております。

4 目標及び活動に対する評価、目標に対する評価としては、未解消の遊休農地の解消を目指すということで活動しました。

活動に対する評価としては、一部遊休農地の解消が図れたので今後も継続するということあります。

続きまして

V 違反転用への適正な対応ということで、1 現状及び課題ですが、管内の農地面積28,000haに対しまして、転用面積が0ha、違反転用の未然防止ということあります。

2 平成28年度実績、実績はありません。

3 活動計画・実績及び評価

活動計画、9月から11月までを農地パトロール月間として地区担当制に基づき実施すると共に日常的にも農地パトロールを行う。

地区担当から報告があった結果、全体で調査検討を行うことが必要と判断された場合は全体調査を行うということでありす。

活動実績としましては、計画どおり実施し、違反転用の未然防止を図ることができた。

活動に対する評価としては、農地パトロールを実施することで、違反転用の未然防止を図ることができた。

今後も活動を継続していく、ということでありす。

続きまして、VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検ということで、1 農地法第3条に基づく許可事務、こちらにつきましては、実施状況としては事務局職員による申請書類の確認、現地調査担当農業委員による現地調査及び申請者に対する聞き取り調査を実施しております。

総会での審議は、事務局職員の説明後、現地調査委員による現地調査を行い、関係法令・審査基準に基づき議案ごとに審議を行っている。

申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数としては、審議結果の通知ですね、これは41件ということでありす。

審議結果等の公表、議事録に記載のうえ縦覧に供している。

続きまして、2 農地転用に関する事務でありますけれども、1年間の処理件数は25件ということで、事務局職員による申請書類の確認、現地調査担当農業委員による現地調査及び申請者に対する聞き取り調査を実施しております。

総会での審議も、事務局職員の説明後、現地調査委員による現地調査報告を行い、関係法令・審査基準に基づき議案ごとに審議を行っております。

審議結果等の公表につきましては、議事録に記載のうえ縦覧に供しております。

続きまして、3 農地所有適格法人からの報告への対応ということで、管内の農地所有適格法人数45法人、うち報告書提出農地所有適格法人数44件、うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数は1件、うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人1件、提出しなかった理由は、報告書の提出を失念、対応方針は、文書で催告書を送付し、さらに報告が無い法人は電話にて催促して報告を待っている。

さらに報告が無い法人に対しては、直接訪問し提出を求めるということでありす。

4 情報の提供等ということで、賃借料情報の調査・提供、調査対象賃貸借件数が506件を調査しまして、28年4月に公表しております。

提供方法は農業委員会に備え付けで提供をしております。

同じく、農地の権利移動等の状況把握も同じように公表しておりますが、調査対象権利移動等につきましては189件でありました。

農地台帳の整備につきましても、農地台帳整備対象農地面積が28,000haということで、毎月随時更新を行っておりますし、公表につきましては農地台帳の、有償ではありますけれども提供をさせていただいております。

続きまして、VII 地域農業者等からの主な要望・意見等につきましては、特にありません。

VIII 事務の実施状況の公表等ということですが、1 総会等の議事録の公表ですが、平成28年度に関しましては、その他の方法で公表しているということで、事務局事務所内にて公表しておりますが、平成29年4月からホームページにて公表を開始しておりますので、その部分を記載しました。

あと3 活動計画の点検・評価の公表、こちらのほうの部分ですけれども、ホームページに公表しているということで記載をしております。

以上であります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第185号は原案可決されました。

◎議案第186号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第16。議案第186号、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松務君） はい。

議案第186号について説明させていただきます。

平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、次のとおり策定したので議決を求めるものであります。

平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）、別紙のとおりであります。

平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画、都道府県名、北海道。

農業委員会名、標茶町農業委員会。

I 農業委員会の状況であります、これは平成29年3月31日現在の分を載せております。

ただ、数値につきましては、先ほどの農林業センサスに基づいておりまして、前年度と数値変わっておりません。

認定農業者の数につきましては292経営体、基本構想水準到達者が282経営体、認定新規就農者が9、農業参入法人が1ということで、新たに追加になっておりますが、こちらは一般法人である昨年、農地を賃貸しました、Re&Aという野菜を作っている法人の参入法人としてカウントしております。

なお、耕作面積につきましても基本的には変わらないんですけれども、遊休農地だけが解消された部分がありますので、18.3haということで修正しております。

2 農業委員会の現在の体制ということで、旧制度に基づく農業委員会ですけれども、同じく任期満了日は平成29年7月19日となっております。

なお、実数ですが1名辞職されておりますので、選挙委員の実数が11名、合計の農業委員の数が15名ということで修正しております。

II 担い手への農地の利用集積・集約化ということで、45ページですけれども、すみません差し替えの方ご覧下さい。

管内の農地面積は28,000ha、これまでの集積面積が23,230ha、集積率が82.

96%ということとなっております。

目標につきましては、集積面積156haと設定いたしまして、前年の実績を目標数値と致しました。

活動計画は、年間通し非担い手の調整要望を確実に進め認定農業者への農地の集約化等、農用地の利用関係調整を図るという計画であります。

Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進ということで、平成28年が2経営体17.5haということでありましたが、29年度の目標としましては、1経営体65haを見まして、標茶町担い手育成協議会の活動を通じ新規就農へ向けた研修の実施、年間通し新農業人フェアなど新規参入を目指す人材の発掘を行っていくということになります。

続きまして、Ⅳ 遊休農地に関する措置としましては、遊休農地面積は18.3ha、割合として0.07%を現状としてとなっております。

解消目標と活動計画は、解消目標は全遊休農地面積の18.3ha。

活動計画としましては、同じように利用状況調査を行いまして、新たな遊休農地の発生を、パトロールもそうですけれども現在の状況を確認したりしていきたいと考えております。

その他としましては、農業委員による日常的なパトロールの実施を行うということに記載させていただいております。

続きまして、Ⅴ 違反転用への適正な対応ということですが、現状としては違反転用はなしということとなっておりますが、これまで同様、未然防止を図っていくということで、活動計画は同じように農地パトロール、日頃からの農地パトロールを行って、問題がある時はすぐみなさんで対策・検討を行っていききたいと考えております。

以上であります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第186号は原案可決されました。

◎議案第187号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第17。議案第187号、平成29年度標茶町農業委員会事業計画についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松務君） はい。

議案第187号について説明させていただきます。

平成29年度標茶町農業委員会事業計画について、平成29年度標茶町農業委員会事業計画を定めたいので、承認を求めるものであります。

平成29年度標茶町農業委員会事業計画、別紙のとおりであります。

読み上げさせていただきます。

平成29年度標茶町農業委員会事業計画。

I 農業情勢と課題。

本町の農業は、広大な土地と恵まれた水資源に支えられ、草地型酪農を根幹として、生産基盤整備の積極的な推進により経営規模の拡大を続け、我が国でも有数の酪農地帯として成長を遂げてきたほか、肉牛の生産・販売にも積極的に取り組み、野菜生産においては、冷涼な気候を活かし大根の栽培も導入され、道内屈指の産地として知られるようになりました。

しかしながら、担い手の不在など依然厳しい経営環境におかれ、新規就農研修制度の充実を図っておりますが、離農戸数も高く推移しております。

なお、農業委員会組織・制度改革については、改正法が施行され初めての農業委員改選が行われます。これまで同様、法令業務・振興業務の積極的な取り組みはもとより農地利用最適化の確実な実施に努めてまいります。

このような状況を踏まえ、本会は「農業委員会等に関する法律」に定められた農地行政の厳正な実施はもとより、農業委員一人ひとりの役割を十分に発揮して、本町農業の持続的発展と、本町の振興に寄与するため「行動する農業委員会」としてさらに取り組みを強化し農業・農業者の公的代表機関として本町農業振興のために関係機関・団体との連携強化を図り積極的な活動を推進してまいります。

II 活動方針

- 1 農業委員会活動を実現するため農業委員自ら実践行動に取り組む。
- 2 地区担当制により農業者の声を幅広くくみとり、きめ細かな農業委員会活動を展開する。

III 活動計画

1 担い手の育成・確保対策の推進

- ① 地域の核となり得る経営の法人化を促進するとともに、農地所有適格法人要件の適正な管理・指導を行う。また、後継者・新規就農者の定着を推進する。
- ② 女性及び後継者の農業経営参画を推進するため、関係機関・団体等と連携し、家族経営協定の積極的な普及活動を行う。
(取り組みやすいワンポイント協定も含めて幅広い普及推進を行っていく)
(農業委員自らが締結する)
- ③ 農業者年金の加入推進に努める。(農業委員自らが加入する)
- ④ 標茶町ニューホーム推進協議会を中心に経営継続の鍵となる後継者のパートナー対策の取り組みを推進する。

2 優良農地の確保・有効利用の推進と遊休農地の解消

- ① 農地パトロールの実施と結果の検討、遊休農地、無断転用の防止に努める。
- ② 農地集団化(交換分合)事業を推進する。
- ③ 農用地利用関係調整(あっせん)・農地売買等事業及び農地中間管理事業により農地の流動化を促進し、担い手に対して農地の利用集積を図る。
- ④ 「人・農地プラン」には農地の利用集積の促進と効率的利用の推進が図られるよう農地データ等の情報提供をはじめとして積極的に関与する。

3 地域に根ざした農政活動の推進

- ① 農業委員の地区担当制により、地域活動の推進体制の確立を図る。
- ② 関係機関、団体との意見交換会をはじめ、農地相談会等を通じて地域農業者等の声を把握し、関係行政機関等へ農地等の利用の最適化推進に関する意見の提出の取組を行う。

- ③ 関係機関・団体と連携を図り、地域農業の姿と地域の伝統文化、食生活等を伝える食農教育の推進及び新規就農事業の情報提供に積極的に取り組み、将来の担い手の育成確保に寄与する。

4 農業委員・事務局職員の資質の向上

- ① 各部会を積極的に開催し、調査・研究を行う。
② 農業委員及び職員の研修会等を積極的に開催、参加する。
③ 農地制度の適正な運用に向けた研修活動を開催する。

5 農業委員会の制度の普及及び広報活動の推進

- ① 新たな農地制度の普及・浸透を図る。
② 農業委員会活動の「見える化」に努める。
③ 各種イベントにおいて農業委員コーナーを設置し、農業委員会組織にPR活動を行う。

以上であります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第187号は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） これをもちまして、第37回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

◎閉会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 第37回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

どうもご苦労さまでした。

（午前12時25分閉会）